

これまでの主な検討項目について

公 共 放 送 W G 事 務 局

令和5年7月24日

（1）NHKの役割

- ① 日本のコンテンツ産業において重要な役割を果たしている放送コンテンツについて、NHKが、放送コンテンツのプラットフォームとして、番組の流通を支え、二元体制※を基本とする日本の放送業界全体の発展に貢献していくことは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。
- ② 視聴者の行動が急速に変化する中で、二元体制の枠組みの下、NHKが放送という手段に加え、インターネット等通信を使って放送番組を国民・視聴者に届けることは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。

※ 受信料を財源とする公共放送であるNHKと、主に広告料収入を財源とする地域のローカル局を含めた民間放送が、放送事業者として番組準則を堅持して信頼できる情報を発信し、切磋琢磨し創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作し、生活や経済活動に欠かせない国民の情報基盤としての使命を果たしている。

（プラットフォームTFにて検討中の具体的なテーマ）

- 1) 地上波放送の中継局の共同利用に向けた取り組みを加速化していく上で、NHKの役割
- 2) NHKの衛星放送(新BS2K・4K)について、番組制作者への機会提供の観点から、NHKの役割
- 3) ローカル局の番組含め、放送番組全体のインターネット配信の推進において、NHKの役割
- 4) 我が国の衛星放送のハード設備(現状:B-SATとスカパーJSAT)の効率化の観点から、NHKの役割
- 5) 我が国の放送番組の国際展開の推進の観点から、NHKの役割

（2）NHKのインターネット活用業務のあり方

- ① テレビを持たずにインターネットで視聴する者に対しても費用負担を求めて放送番組を届けることを、NHKの必須業務とすべきか否か。
- ② インターネット活用業務をNHKの必須業務とする場合、放送番組(映像と音声)のインターネット配信に加え、どこまでを配信の対象とすべきか。例えば、テキスト情報の扱いについて、どのように考えるか。
- ③ インターネット活用業務を必須業務化する場合、放送の二元体制が損なわれないよう担保手段を措置することは必要か。その場合、誰がどのような基準で担保していくべきか。

（3）インターネット活用業務の財源と受信料制度

- ① 現在、NHKの必須業務はテレビ受信機を設置した者の負担する受信料を財源としているが、インターネット活用業務を必須業務とする場合、費用負担を求める範囲をどのように考えるべきか。

① 日本のコンテンツ産業において重要な役割を果たしている放送コンテンツについて、NHKが、放送コンテンツのプラットフォームとして番組の流通を支え、二元体制を基本とする日本の放送業界全体の発展に貢献していくことは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。

(これまでの意見の整理)

- 1) インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてNHKに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる。(内山構成員 第2回)
- 2) 放送産業は国内とか電波の届く範囲の中のコップの中の競争をしている場合じゃないという思いが非常に強い。(内山構成員 第8回)
- 3) アテンションエコノミー下における視聴競争、広告競争のフェーズに入っているということを正面から受け止めた上で、その中で動画配信プラットフォーム等との競争に埋没しないような、言い換えれば放送のプロミネンスに配慮した、放送全体のエコシステムなりプラットフォームというものを一緒に考えなければならない段階に来ている。(林構成員 第10回)
- 4) 日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できない、偽情報の流布、場が海外サービスに左右されるなどが危惧。NHKに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することが必要。(宍戸構成員 第1回)
- 5) 公共メディアがネット上で活動することによって、情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的ではないか(曾我部構成員 第2回)
- 6) NHKがデジタル社会の参照点の役割を果たすということは、民放、新聞等との連携とも併せて、デジタル社会におけるメディアジャーナリズムへの社会的理解を促進し知る権利に奉仕するジャーナリズムの持続可能性について、全体的な底上げをすることにも資するものであり、また、そのように規律しなければならない。(宍戸構成員 第10回)
- 7) このWGだけで見ると、NHK以外のメディアの役割の議論まではされていない一方で、全体としては、メディアの在り方、推進方策の議論自体はされており、お互いにレポートングする関係性もあるので、一般的な会議体の進め方としてはあり得る。(落合構成員 第9回)
- 8) NHK受信料の用途について民放も含めた放送文化に裨益する視点を持つことや、NHKは放送全体の発展につながる取組を一層進め民放との協力関係を深めることをかねてから要望してきた。「放送ネットワークの共同利用」がNHK受信料を放送全体のために使う事業として、早期に具体化することを期待。(民放連 第9回)
- 9) 新聞、民放、NHKという伝統メディアへの信頼の構図が維持・強化されることは、NHKがインターネット業務を展開することの前提。NHKとして、その観点から、協力すべきことは「本来業務」として取り組む。(NHK 第8回)
- 10) 現状でも補完業務として無料のニュース防災アプリ等を提供しているが、必須業務化して放送番組をネットに出すことで、なぜインフォメーションヘルスが高まるのか、よく分からない。(新聞協会 第9回・第10回)
- 11) 必須業務化と情報空間の健全性確保については、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべき。(民放連 第9回)

○ 放送法(昭和25年法律第132号)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)を行うこと。

イ～ハ (略)

二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～5 (略)

6 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)が第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

7～14 (略)

15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

16～20 (略)

② 視聴者の行動が急速に変化する中で、二元体制の枠組みの中で、NHKが放送という手段に加え、インターネット等通信を使って放送番組を国民・視聴者に届けることは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。

(これまでの意見の整理)

- 1) 視聴者の多くが、放送よりもネットを主な情報源にしているという変化が猛スピードで進んでいるという認識をすべき。必須業務化とは「テレビを持たない方が、民放や新聞のコンテンツにインターネットで触れられるのと同様に、NHKコンテンツにも触れられるようになること」であり、伝送路にかかわらず、必要な公共性のある情報を届けることが、デジタル時代の公共放送の役割。(大谷構成員第10回)
- 2) 「テレビはないがNHKを見たい」との視聴者ニーズに対応して、インターネットでも、NHKのコンテンツを見られるようにすべき。(長田構成員 第9回・第10回、大谷構成員第10回)
- 3) 国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかは、情報空間の環境整備に関する議論のなかでも重要な論点。(曾我部構成員 第1回)
- 4) 国民あるいは日本社会の構成員の「知る権利」を充足するとともに、多様な人々に必要だと思ったときに情報が届く環境を積極的に整備する役割を課すことで、多様な人々を「公衆」に包摂していく役割をNHKに課すべき。(宋戸構成員 第5回)
- 5) 視聴者・国民のメディアへの期待を踏まえて、NHKの進むべき道を考えるのが適切。NHKには、「情報空間の参照点の提供」と同時に、伝統メディアを含めた「多元性の確保への貢献」が求められている。(NHK 第8回)
- 6) 国民・視聴者の目線で「テレビはないがNHKも見たい」とのニーズがあることについては事業者としても重く受け止めるべきであり、その点に異存はないが、本当に必須業務化しなければ実現できないものなのかは、依然として疑問がある。(民放連 第10回)
- 7) NHKは、放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとしているが、制度改正を進めるほど、多くの意見と言えるのか。(新聞協会 第9回)
- 8) 我々としても、テレビと同様にネットでもNHKコンテンツに触れることが必要という考え方については、決して反対するつもりはない。同時配信については全てを否定するつもりはないが、200億という巨大なデジタル経費を使ってNHKが参入してくることで、多様性や多元性が損なわれるのではないかという懸念がある。(新聞協会 第10回)

(2) NHKのインターネット活用業務の在り方

① テレビを持たずにインターネットで視聴する者に対しても費用負担を求めて放送番組を届けることを、NHKの必須業務とすべきか否か。

(これまでの意見の整理)

- 1)これまでマスメディアとしてNHKは貢献してきた以上、これから将来のインターネット展開は必然であり、また、本来やるべき業務である。(内山構成員 第3回)
- 2)テレビだけでなくインターネットでも信頼ある情報を視聴者に届けることについて、公共放送の役割から考えて「実施しなければならない業務」が「必須業務」だとすれば、インターネット活用業務は必須業務として考え、その上で課題をクリアしていくべき。(長田構成員第5回)
- 3)今の補完業務では、テレビを持たない方に対してはNHKのコンテンツを提供することができないが、必須業務になれば、テレビを持っているかどうかに関わらずNHKのコンテンツにアクセスすることができるという意味で、新聞や民放と同様に、NHKもネット上で多元性確保の役割を果たすことができると理解。(大谷構成員 第9回)
- 4)視聴者の環境が変わる中、放送とネットのどちらが主従ではなく、放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しく「NHKの提供する価値」を享受いただくよう努める義務を負っていくことが必須業務化と理解しており、NHKとしては、これは必要であると考えている。(NHK 第10回)
- 5)テレビ受像機を持たない人にもNHKのテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできるが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できない。(民放連 第10回追加質問への回答)
- 6)テレビと同様にネットでもNHKのコンテンツに触れることが必要という考え方について決して反対するつもりはない。ただ、競争ルール、それから多様性や多元性をネット空間で保つために今後どうしていくのか、受信料制度の在り方も含めて、多様な積み残し課題がある。現段階で、個別の業務範囲の是非について、まだ判断できる段階にない。(新聞協会 第10回)
- 7)NHK インターネット業務の必須業務化について反対。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩しの・際限のない業務拡大につながりかねない。まずは受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK 全体のガバナンス体制などについて丁寧に議論すべき。(新聞協会 第10回追加質問への回答)

(これまでの意見の整理(続き))

(衛星放送)

- 1) BS2Kは制作会社の参画もあり、インターネットに乗るかどうかは産業政策的にも重要なので必須業務とすべき。(内山構成員 第5回)
- 2) 衛星放送はコンテンツの多様性に資するところが非常に大きいと思うので役割論から説き起こす視点からは必須業務にする意義があるし、視聴率がそれほど高いわけでもなく民業圧迫の懸念も比較的小さいと考える。(曾我部構成員 第5回)
- 3) 情報空間の中での放送の果たす役割という観点から、衛星放送で提供されているコンテンツやNODで提供されているコンテンツもできる限りインターネットで視聴できるようにすべき。(落合構成員 第5回)
- 4) 衛星放送のネット配信の是非は衛星放送や付加受信料制度の在り方にも関わる議論。(宍戸構成員 第5回)
- 5) BSについてはこれからの課題であり、今の段階では、検討の外にある。あくまでも地上波が中心である。(NHK 第8回)

(NHKオンデマンド)

- 1) 世界の趨勢では、見逃しまでを「放送」とする国が多いので、NODは「実施することができる業務」と考える。(内山構成員 第5回)
- 2) どういうコンテンツを入れていくのかによってサービスの性格も変わるし、必須業務にする場合、ある程度、明確にサービス範囲が見えている必要がある部分もある。NHKオンデマンドを必須業務にするまでの必要はないと考えるが、より市場性が低く公共性が高いNHKアーカイブについてはより積極的に位置づけることが求められるのではないかと。(曾我部構成員 第5回・第8回)
- 3) 利便性や届ける力のほか、事後検証の場にもなっているオンデマンドの価値に重きを置きたい。(瀧構成員 第5回)
- 4) 有料アーカイブ事業として継続強化すべきと考えており、「放送と同様の効用」の外にあると考えている。収支が改善すれば、よりロングテールのコンテンツについて提供を強化するなど、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与。もっとも、教育コンテンツや歴史的なアーカイブなど、放送でも繰り返し使われて受信料の範囲内で提供されるもの存在する。(NHK 第8回)

(国際放送)

- 1) 国際放送は民間と競合しないので積極的に検討すべき。国際放送のネット配信の必須業務化に賛成。(落合構成員 第1・5回)
- 2) 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報もそんなに見られなかったりするもので、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないかと。(瀧構成員 第2回)
- 3) 日本の情報を世界に発信し、世界の人々の日本への理解を促進するという国際放送は、NHK業務の大事な柱の一つ。ただ、今や世界各国では、視聴者は、SNSやOTTなど、その国ならではの通信環境の下で接しており、これに的確に対応することは、まさに「放送と同様の効用」が得られると考えている。(NHK 第8回)

② インターネット活用業務をNHKの必須業務とする場合、放送番組(映像と音声)のインターネット配信に加え、どこまでを配信の対象とすべきか。例えば、テキスト情報の扱いについて、どのように考えるか。

(これまでの意見の整理)

- 1) NHKが必須業務とする場合の業務範囲として示した3点(「放送番組の同時・見逃し配信」、「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」、「『放送と同様の効用が異なる態様』で実現されるもの)をどう考えるのかについてコンセンサスを得るべき。(曾我部構成員 第10回)
- 2) 聴覚障害の方にテキスト情報をメインとして伝えることや、防災アプリのように速報性を活かすことも最大限追求すべき。(大谷構成員 第5回)
- 3) 防災アプリにおけるプッシュ通知など、いち早く正確な情報を伝えるときは、(テキスト情報が)非常に重要。(瀧構成員 第5回)
- 4) テキスト情報の提供が国民にとって有益であることも否定できないため、競争への影響評価を前提に、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改正で認めておくことが適当ではないか。(曾我部構成員 第10回)
- 5) 無料のコンテンツもNHK自体の存在意義を分かっていたためには必要かと思うので、適切な競争上のプロセスを踏んで、できる範囲でやるというのが基本的な方向ではないか。また、テレビを持っていない人たちにテレビに来てもらうための動線として、プラットフォームの存在が極めて重要。競争評価の仕組みを入れながら、適切にアセスメントをしていくべき。(瀧構成員 第10回)
- 6) ネット配信についても、受信料を払われた方に提供していく形をできる限り設定することで適正な競争環境が形成されていくのではないか。必須業務としては、同時配信等と最低限のテキスト情報にするべきであって、ただ、テキスト情報の中でも、例えば防災や報道等の一定の社会的価値、公益性があるものもあると思う、そういったものを優先しつつ、詳細については今後議論されるべき。(落合構成員 第10回)
- 7) 「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」が基本。これ以外は「『放送と同様の効用が異なる態様』で実現されるもの」について限定的に提供することを想定。(NHK 第8回・第10回)
- 8) NHKは今般、理解増進情報の名の下で膨らんだインターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢を打ち出したものと受け止めている。(民放連 第9回)
- 9) 「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」は判断基準が不明確。特に後者は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切。(民放連 第9回)
- 10) 報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念。「『放送』と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねない。放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問。(新聞協会 第9回)
- 11) NHKの資料では、必須業務の基本とされる「報道サイト」について、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記。これはフリーライドの問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、私たちが示し続けてきた懸念に全く応えていない。(新聞協会 第10回追加質問への回答)

- 放送法(昭和25年法律第132号)
(国内放送等の放送番組の編集等)

第四条 (略)

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(災害の場合の放送)

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

③ インターネット活用業務を必須業務化する場合、放送の二元体制が損なわれないよう担保手段を措置することは必要か。その場合、誰がどのような基準で担保していくべきか。

(これまでの意見の整理)

ア)担保手段の必要性

- 1) 公共放送の活動領域を広く認めることによってメディア間の競争が阻害され、全体として情報空間の環境の改善につながらなかったりむしろ悪化してしまったりすることは避けなければならない。全体として何が最適なのかを考慮しつつ、公共放送の活動領域やその規律、費用負担のあり方を、拙速にならない形で検討していく必要がある。(曾我部構成員 第1回)
- 2) 二元体制の維持は、メディアの多元性の観点から新聞なども視野に入れるべきであり、NHKのインターネットへの進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない。NHKのネット進出により他メディアの存在が脅かされるとしたら、情報空間を悪化させることになり本末転倒。(曾我部構成員 第2回)
- 3) オンラインの情報空間も含めて二元体制を維持していくことは、これまでのワーキンググループの議論の基調。同時配信の必須業務化によりNHKに重たい責任を課し、規律を受けていくことを明確にすべき。(落合構成員・宍戸構成員 第10回)
- 4) メディアの多様性を維持するために社会はコスト(厚生的損失)を払うことが伏線にあることは意見として述べたい。(内山構成員 第6回)
- 5) NHKが受信料を財源にインターネット活用業務を際限なく拡大すれば、公正な競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれ、国民や社会に不利益を及ぼしかねない。(新聞協会 第3回)
- 6) 一度毀損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。(新聞協会 第9回)

(これまでの意見の整理(続き))

イ) 主体とルール

- 1) 必須業務化するのであれば、それとセットで競争評価の仕組みを導入することが必要(林構成員 第10回)
- 2) 同時配信の必須業務化によりNHKに重たい責任を課すことに賛成であり、自主自律を維持しつつ、競争評価を的確に行えるよう、執行部から独立した専門家組織を法律上必置とし、その作業を踏まえて、経営委員会が競争評価を行う権限と責任を有することとすべきではないか(宍戸構成員 第10回)
- 3) 新規の事業の実施や定期的なレビューについて、総務省が民放・新聞等から情報提供や意見を受けるなどして、公正な手続で的確な検証を行うための体制を整備すべき(宍戸構成員 第10回)
- 4) NHK自身が行う競争評価結果に対して、予算提出時の大臣意見として付すことで、総務省の検討結果を電監審や国会審議による公正かつ民主的なチェックを受ける方向で考えてはどうか。これとは別に有識者等からなる「放送市場検証会議」のようなものを設置して、総務省が主体となって、NHKに対して競争上の対応について直接、物を申す場を設置することが必要だろう。(林構成員 第10回)
- 5) 欧州の公共放送では、新規サービス又は既存サービスの大幅な変更を行う場合は、公共価値テストを実施し、サービス提供による公共性が市場への影響を上回るかどうかを審査して適否を判断している。NHKでも同様に、新規のサービスや一定の規模に係るサービスは毎年度の予算・事業計画に組み入れる前に、経営委員会の監督の下、執行部から独立した専門家からなる委員会が、他の伝統メディアの意見提出機会等を確保した上で、競争評価を事前実施し、是であれば、その後に業務が実施できると想定。(NHK 第8回・第10回)
- 6) 業務範囲をNHK自身が判断するとすれば、結果として無限定なものになりかねないことを危惧。(民放連 第9回)
- 7) 放送の自律を前提としつつ、誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要。判断基準がコンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要。ネット業務の実施計画の変更を、事前認可する現行制度は維持すべき。(民放連 第9回)
- 8) 具体像が明確でない。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることは難しい。(新聞協会 第9回)
- 9) 新規内容で一定の規模にかかるものだけでなく、仮に導入するならば、懸念のあるサービスすべてを対象にすべき。(新聞協会 第9回)

① 現在、NHKの必須業務はテレビ受信機を設置した者の負担する受信料を財源としているが、インターネット活用業務を必須業務とする場合、費用負担を求める範囲をどのように考えるべきか。

(これまでの意見の整理)

- 1) テレビを設置しない人のうち、放送法第64条の「テレビ受信機を設置した者」と同等に評価できる「公共放送を受信できる環境にある者」として、インターネット端末を通じてNHKのコンテンツを受信するために能動的な行動をとった人から負担を求めることが適切ではないか。「公共放送を受信できる環境」の明確化は今後の課題。例えば、アプリのインストールに加え、さらに必要な情報の入力、約款に対する同意のチェックなど費用負担義務に向けた積極的な行為も含めて、解釈していくことが必要ではないか。(宍戸構成員・林構成員・落合構成員 第7回)
- 2) テレビ設備の場合、設置段階で契約締結義務が生じるが、通信の場合も、機能として受信できる設備設置のタイミング、すなわち、携帯やタブレットであればアプリをダウンロードしたタイミングとする考え方もあり得るが、ハードの場合は簡単に取り外すことが基本的には想定されないため、一度設置してしまえば受信環境が整備されたと評価できる一方で、ソフトウェアの場合やブラウザでログインする場合は比較的簡単に取り外しができる状況にある。その意味では、アプリを入れただけで、受信機の機能を組み込んだ場合と同じに評価していいのかというと、やや評価しにくいところがあるのではないか。(落合構成員 第7回)
- 3) 端末に勝手にNHKの番組を受信できるようなソフトがプリインストールされていると、すぐその段階で契約締結義務が発生し、契約を締結しなければいけないという話ではなく、自らが協会の番組を受信できる地位に、積極的に一定のアクションで自らを置くことを負担の契機とする。従来の世帯でテレビを持っている場合には、受け取る一方で分からないので、契約締結義務を課す、そして契約締結時に費用を支払う義務が発生するという構成を取っていたが、通信環境の中での端末を置くのであれば、アクティベートするときに分かるので、それをもって契約締結と同じ状況にあると整理することも可能なのではないか。(宍戸構成員 第7回)
- 4) 最高裁判決は、受信設備を設置して契約でNHKとの関係が生じた場合には、費用負担もそれによって生ずるという現行制度は妥当との結論だったと思う。これはあくまでも、契約する意思が介在することが制度として重要であることを言っているわけで、「公共放送を受信できる環境にある者」も、私法上の契約関係が発生するという構成を観念して、契約上発生する義務という形で負担金の支払い義務が発生するという構成を念頭に置くというのが妥当。(林構成員 第7回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 1) 放送の分野で受信者共同体に入る人たちには受信料制度をとり、テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合は、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から受信料相当額の支払いを求めることは正当化でき、受信料制度と矛盾しないのではないか(宍戸構成員 第9回・第10回)
- 2) 旧来型のテレビについては利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためのものではないことが明らかなので、ネット接続機器を保有しているだけで受信料を払う制度をいきなり考えるというのは難しいのではないかと。(落合構成員ほか 第1回)
- 3) 放送コンテンツは直接視聴できるかどうかにかかわらず利便を受けることが考えられるので、機器の保有にかかわらず、全世帯が幅広く費用を負担し、それを財源にしてネット配信も行われるべき。(大谷構成員 第7回)
- 4) 情報財なので、今その番組を見たいから、それに対価を払うというよりも、将来もしかしたら必要になった際に供給されている状態がそこにあるという、経済学で言うところのオプション価値の側面は必ずあるだろう。あまり近視眼的に、受益者と費用負担者の一致を図ると、非常に世知辛いことにならないか。もう少し幅広く、受益者と費用負担者の範囲を捉えて考えたほうが良い。(内山構成員 第7回)
- 5) 公平負担の観点からは、同様の効用が得られているのであれば、同様の負担をいただくことが適切と考えられるのではないかと。放送と同様の効用を一切感じられない、ただスマートフォンを所有しただけのタイミングでもなく、有料放送・サブスクというタイミングでもない、公平性と同等性が満たされるタイミングが負担を考えるタイミングではないかと想定している。(NHK 第8回)
- 6) 「受信料相当額の支払い」の法的位置付けや名称をどうするのか(受信料なのか、有料サービスなのか、どちらでもない第3のカテゴリーなのか)、公共放送を支える「特殊な負担金」である受信料制度の本旨に整合するののかどうかは、慎重に議論する必要がある(民放連 第10回追加質問への回答)
- 7) スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できるが、NHKの表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難。(新聞協会 第9回)